

令和8年度豊橋浄水場再整備等事業  
モニタリング支援業務委託

仕様書

令和8年4月

愛知県企業庁

## 第1編 総則

### 第1節 仕様書の添付省略

愛知県企業庁公共土木設計業務等委託契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち標準仕様書（業務委託標準仕様書【水道編】）の添付を省略する。

### 第2節 特記仕様書

特記仕様書は、業務委託標準仕様書を補足し、本業務委託に関する特別な事項を規定したもので、その内容は第2編のとおりとする。

## 第2編 特記仕様書

### 第1章 一般

#### 第1節 適用

本特記仕様書は、令和8年度豊橋浄水場再整備等事業モニタリング支援業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

#### 第2節 業務の目的

豊橋浄水場は、1967年に豊橋市の浄水場として完成し、その後の1970年に東三河水道用水供給事業として県営事業を発足させたことを機に、豊橋市から県に移管された施設である。供用開始から50年以上が経過するとともに主要構造物の老朽化が進行し、耐震化も必要な状況であり、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を最大限に活用できるPFI（BT+コンセッション方式）を採用し、全面的な再整備事業に着手することとした。

本業務は、豊橋浄水場再整備等事業（以下、「対象事業」という。）について、事業の特色を踏まえて円滑な事業の実施がなされるよう必要な支援を行うものである。

#### <参考>

対象事業は、2025年12月にAICHIウォーター株式会社（以下、「事業者」という。）と特定事業契約を締結し、豊橋浄水場の再整備（撤去、設計、建設）、豊橋浄水場及び豊橋浄水場の管理に係る施設（豊橋南部浄水場、取水施設、導水施設）の維持管理に着手した。豊橋浄水場の再整備は2035年9月末まで行う予定であり、2026年度は事前調査及び設計が計画されている。

#### 第3節 準拠法令、技術基準等

本業務の実施に当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）等関連法令に準拠するとともに、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン、モニタリングに関するガイドライン（いずれも内閣府）、並びに対象事業における特定事業契約書、要求水準書、及びガバナンス基本計画等を適用するものとする。

#### 第4節 事業者発注業務等の禁止

本業務の受託者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、事業者及び事業者が維持管理業務を実施するために設立したAICHIウォーターマネジメント株式会社から以下の業務

を受託することを禁止する。また、本業務の受託者と資金や人事面において関連があると認められる者、本業務の再委託又は下請けを請け負う者も同様に禁止とする。

- ・本事業における事業者のセルフモニタリングに関する支援・助言等を行う業務
- ・会社法第 337 条に規定する会計監査人を務める業務

## 第 5 節 業務実施体制

受託者は、P F I 事業に精通した総合アドバイザーとして、本業務の遂行に必要な法務、財務及び技術等に関する専門知識や実績等を有したアドバイザー（個人又は企業）で構成する業務体制を形成するものとする。

業務体制形成にあたっては、専門的な知識を有する者に再委託することが可能である。なお、財務アドバイザーとして、公認会計士資格を有するものを配置すること。

## 第 2 章 業務内容

### 第 1 節 事業者との協議に関する支援

受託者は、県及び事業者間で発生する協議事項に対し、特定事業契約の解釈確認、留意すべき法規制等について整理し、専門的知見から考察した上で県への助言を行う。

また、協議により特定事業契約を変更する必要性が生じた場合、変更契約書案の文書化などの支援を行う。

### 第 2 節 会議の運営に関する支援

県及び事業者にて設置される会議体の運営にあたり、県が会議体に提示する資料の作成支援を行う。

受託者が支援を行う会議体は、協議会（年 1 回）、事業調整会議（年 2 回、ただし 1 回は協議会と同時開催を想定）、第三者機関（年 1 回）を予定している。

### 第 3 節 事業計画書・業務報告書等の確認に関する支援

受託者は、事業者から提出される事業計画書及び業務報告書について、記載内容の過不足等を確認するとともに、事業者の収支計画や四半期毎に提示される財務数値、財務指標等を基に事業者の経営分析を行い、県に助言を行う。

また、対象事業の推進にあたり、事業者から提出される事前調査・設計計画についても確認し、技術的な見地から当該計画の妥当性、不備等に対する助言を行う。

### 第 4 節 協議

本事業の実施にあたっては、事前に県と十分に協議を行うこと。また、業務実施方法や進捗状況の確認等、本事業の円滑な実施のために定期的かつ必要に応じて県と打ち合わせ・連絡調整を行うこと。

## 第5節 成果報告書

受託者が業務の成果として納品する報告書には以下の内容を含むものとする。

- ・ 県及び事業者間の協議事項及び検討資料
- ・ 県との打ち合わせ記録
- ・ 会議体及び第三者機関における作成資料
- ・ 事業計画及び業務報告における事業者の経営状況分析結果
- ・ その他、受託者が実施した支援の概要

## 第6節 情報共有システムの利用

本業務は情報共有システム利用の対象業務である。

情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」「愛知県企業庁における愛知県電子納品運用ガイドライン及びあいち建設情報共有システム運用の手引き」に基づき利用すること。物理媒体による納品・紙納品物は廃止されていることに留意すること。

仕様書における「書面」について、情報共有システムを用いて報告等を行ったものについては、署名又は押印がなくても有効とする。

## 第7節 その他

本仕様書に記載のない事項、又は記載のある事項であっても、その内容に疑義が生じた場合は、双方協議をもってこれに代えるものとする。